

令和7年度使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託 仕様書

第1 委託業務名

令和7年度使い捨てプラスチック容器削減等に係る普及啓発業務委託

第2 委託業務の目的

近年プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっており、我が国においても使い捨てプラスチックの削減等に向けた動きが広がっている。また、2025年の大阪・関西万博でも、会場内にマイボトル洗浄機が設置されるなど、マイボトルの利用が推奨されている。

本市では、これまでから、容器包装をはじめとするごみの減量や市民のライフスタイルの転換を進めるため、マイボトルに対応するカフェ等の店舗「マイボトル推奨店」（以下、「推奨店」という。）の登録や広報等を行うとともに、誰でも無料で給水できる水道直結式の「給水スポット」の整備や情報発信を行うなど、ペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチック容器の削減に向けた取組を推進してきた。

（参考ホームページ）<https://kyoto-kogomi.net/mybottle/>

今後、マイボトル利用をはじめとして、その他幅広い使い捨てプラスチック製品・食器・包装等の使用を減らす行動を呼び掛けるとともに、国内外からの観光客にも京都観光をサステナブルに楽しんでもいただけるよう、マイボトルが利用できるスポットの増加や効果的なPRを進めていく必要がある。

本業務は、推奨店の市民及び観光客への周知・啓発を行い、使い捨てプラスチック容器の使用抑制を図るものである。

第3 委託期間

契約の日～令和8年3月31日（火）

第4 委託業務内容（企画提案事項）

1 マイボトル推奨店管理運営

(1) 登録ステッカーの送付

推奨店に対し、本市が提供するステッカーを送付すること。送付に当たっては、推奨店からの依頼又は当課からの指示に基づき、各推奨店等に指定部数を直接納品すること。新規登録の推奨店に対しては登録後速やかに納品することとし、既存の推奨店に対しては、ステッカーの劣化等に伴い、再送付の依頼があった場合に、随時納品する。

(2) 推奨店及び給水スポットを掲載したマップの更新

「推奨店」及びウォータースタンド株式会社との連携協定（※）等に基づき設置している給水機も含めた「給水スポット」の位置情報を発信している。当該情報を掲載した本市ホームページ「京都ごみネット」内の「マイボトル・給水スポットと衣料品自主回収について」のページについて、情報を更新すること（ロゴの追加、マップへの位置情報の追加程度）。

※ 連携協定

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000263491.html>

<参考：新規登録数目安>

推奨店新規登録数 約10件／年、給水スポット新規登録件数 約15件／年

2 マイボトル推奨店、給水スポットの周知啓発

(1) 地下鉄広告等を通じたPR

推奨店や給水スポットを市民にPRするため、公共交通機関に推奨店のロゴマーク等を掲載した広告を掲出すること。昨年度は、市営地下鉄のホーム可動柵広告（小型10枚セット、1駅、1箇月間）を実施しており、同程度を想定しているが、効果的な掲載期間、掲載駅等について提案すること。

なお、ポスターデザインは、原則として昨年度のデザインを使用するが、最新の推奨店登録状況に合わせて、推奨店のロゴマークの追加・削除等の更新を行うこと。

掲載費の他、掲出作業に当たっては、原則、交通局指定代理店と別途契約が必要となるため、費用負担すること。

<参考>地下鉄広告について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000203153.html>

(2) 観光客等に向けた周知啓発

京都観光に訪れた観光客等に対して、旅館やホテルを通じて、推奨店及び給水スポットの周知を行うため、市内の旅館やホテルに意向調査のうえ、マイボトル利用促進啓発ツールとして本市が所有する紙製ポケットティッシュ（130×120mm）を配布すること。

なお、各旅館やホテル内での配架方法や配布部数（本市所有数は約5,000個）については、受託者独自の視点から提案すること。

その他、効果的と考えられる観光客等への周知方法について、追加で提案することは妨げない。

3 市民への周知啓発キャンペーンの実施

使い捨てプラスチックの削減に向けて、ペットボトルや使い捨てプラスチック製品・食器・包装等の使用を減らす行動について、消費者の行動変容につながるような企画を、夏から秋頃を中心に実施し、具体的な企画内容、時期、場所等について、受託者独自のノウハウやネットワークを生かして2案程度提案すること。

実施に当たっては、本市が使い捨てプラスチック削減を目的に制作したリーフレット「プラごみおばけから海をまもろう」（「4 物品等の使用」参照）の内容も積極的に活用することとし、ワークショップやブース出展などを行う場合は、1回当たり100人以上への啓発を目標として事前周知にも努めること。）

なお、本市では、市内で開催されるイベントの主催者に対して、イベント用給水機（概ね500人以上の来場者が見込まれるイベントに限る）や分別リユースごみ箱の貸出しを行う制度があるほか、本市から、リユース食器の貸出しを行っている団体を紹介することができる。

4 物品等の使用

企画の実施に当たり、必要となる物品等がある場合には、本市所有物品（本業務において使用する場合、協議のうえ、本市から無償で提供する。）を優先的に使用することを原則とし、他に独自に調達する物品等があれば、使用方法、仕様及び数量を提案のうえ、調達すること。

なお、使い捨てプラ製品及びプラ製容器包装は使用しないこと。

<本市所有物品>

- ・ リーフレット「プラごみおばけから海をまもろう」A5サイズ（A3四つ折り）500部（プラごみの削減や正しいごみの分別行動等について、日常生活の中での良い例と悪い例を親しみやすい絵で表現したもの。絵の中から良い行動例をいくつ見つけられたか、約10項目のチェック欄も設けている。）

- ・ 風呂敷（900mm×900mm、約 150 枚）
- ・ 風呂敷（700mm×700mm、2 種各約 250 枚）
- ・ エコバッグ（380mm×280mm、950 枚）
- ・ エコバッグ（360mm×370mm、2 種各 900 枚）※
※ 京都水族館とのコラボデザインであり、用途は京都水族館と協議を要する可能性有。
- ・ ミニボトル（Φ45mm×144mm、ステンレス製、マイボトル絵柄あり、約 400 個）
- ・ ミニボトル（Φ57mm×144mm、ステンレス製、マイボトル絵柄あり、約 900 個）

第5 委託業務の進行等

1 業務スケジュールの調整

受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て、承認を得るものとする。

2 実績報告書の作成

事業終了後、速やかに当事業の実績報告書を取りまとめ、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に提出する。

3 成果物

以下の資料を成果品として、提出する。

- (1) 各PRツール、広報物等の入稿用版下データ（Adobe Illustrator（CC 対応）に対応）
 - ア 再編集可能なデータ
 - イ アウトライン化済みのデータ
- (2) 各PRツール、広報物の PDF データ
- (3) 調査結果の報告書

4 業務終了時検査及び委託料の精算

本委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受託者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受託者から求めることができるものとする。

5 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

第6 その他

1 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

2 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

3 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

(以 上)